名　称	社会民主党全国連合周辺地域
期　間	令和七年七月十日から令和八年七月九日まで
地　域	東京都中央区　明石町 入船一丁目（三番から五番まで、八番及び九番） 入船二丁目 入船三丁目 新川二丁目（二十八番から三十二番まで） 湊一丁目（三番から六番まで及び十番から十四番まで） 湊二丁目 湊三丁目 佃一丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○中央選挙管理会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年七月八日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
日本維新の会	神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町六八三番地六一	串田　久子（くしだ久子）

○農林水産省告示第千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県花巻市鉛字中平八一、湯口字細野一四二、字佐野八〇、鍋倉字沢内一二六の一、字上堰田六四の一、六五の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県瀬戸市水北町一〇七八、一〇七九、一〇八、一一三、一一六、一九七八の一から一九七八の七まで、一九七九、一九八〇、一九八三から一九八六まで、一九八八、一九八九、一九九一、一九九二、一九九四から二〇〇一まで、二〇〇三、曽野町八六〇、八六二、八六七の一、八八一、一九七四から一九七六まで、一九七九、二〇〇八、二〇一〇、二〇一一、長谷口町一〇三から一〇五まで、一一四から一一八まで、一二二の一、一二二の三、一三〇、一三一、一三三から一三七まで、一四七から一五一まで、一五四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県長崎市上戸町四丁目（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府相楽郡南山城村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

南山城村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府相楽郡南山城村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）